

旅行業務取扱料金表(国内)
(旅行業法 第 12 条の 4 による取引条件説明書面)

ご旅行のお申込金として旅行代金の 30%相当額以上をお預かりいたします。

なお、お申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。

◆手配旅行に係る取扱料金

内容		料金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	旅行費用総額の	20%以内(下限 3,240 円)
	運送機関、宿泊券のみの場合	1 人 1 件につき	20%以内(下限 3,240 円)
添乗サービス料金 (宿泊、交通費等の旅行実費を除く)		添乗員 1 人 1 日につき	32,400 円
変更手数料	変更に係る部分の変更前の旅行代金の		20%
取消手数料	取消に係る部分の旅行代金の		20%
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1 件につき (電話料、電報料は別)	4,320 円

包括料金特約による企画手配旅行にあつては、手配料金、企画料金は旅行代金に含まれております。

1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程による旅行をされる場合をいいます。
2. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手数料、取消手数料を申し受けます。
3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。

上記料金には消費税が含まれます。

◆旅行相談料金

区分	内容	料金	
観光旅行	(1) 旅行計画作成のための相談	基本料金 (30 分まで)	3,240 円
		以降 30 分ごと	2,160 円
	(2) 旅行計画の作成	1 件につき	3,240 円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り	旅行日程 1 件につき	3,240 円
	(4) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	1 件につき	2,160 円

上記料金には消費税が含まれます。